

公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成26年度

部局名： 教育部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	タクシー借上事務	タクシーを利用した際、立替払いをしたままで、精算の手続きをしていないものがある。 ご指摘後に精算の手続きを行い、平成27年1月21日に支払いを完了しています。